

健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

令和6年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも法律で定められている基準（早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準）を下回っています。今後も引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

1 健全化判断比率

区分	令和6年度 決算	令和5年度 決算	増減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	14.22%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	19.22%	30.00%
実質公債費比率	14.0%	14.2%	△0.2	25.0%	35.0%
将来負担比率	40.8%	53.8%	△13.0	350.0%	

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」と記載しています。

比率の説明

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の赤字の額} / \text{標準財政規模} (*)$$

* 標準財政規模—町の標準的な税等の収入として算定された額

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の悪化の度合いを示したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{全会計の赤字又は黒字の合算額} / \text{標準財政規模}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等の借金（町債）の返済額及びこれに準じる額（特別会計・一部事務組合等の借金に係る一般会計等の負担分等）の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したものです。通常は、過去３か年の平均値を数値として用います。

$$\boxed{\text{実質公債費比率}} = \frac{\text{A:借金の返済額等} - \text{B:充当財源} - \text{C:交付税算入分}}{\text{標準財政規模} - \text{C:交付税算入分}}$$

＊ A：一般会計等における借金（町債）の返済額及びこれに準じる額（特別会計・一部事務組合等の借金に係る一般会計等の負担分等）

B：Aに充てられた特定財源の額（借金を充てて建設した施設に係る使用料等）

C：Aに要する経費として普通交付税に算入された額

(4) 将来負担比率

一般会計等の借金（町債）や将来支払っていく可能性のある負担等（特別会計・一部事務組合等の借金に係る負担分、退職手当負担見込分等）の現時点での残高を指標化し、将来にわたる負債の程度を示したものです。

$$\boxed{\text{将来負担比率}} = \frac{\text{A:借金の残額等} - \text{B:充当可能財源}}{\text{標準財政規模} - \text{C:交付税算入分}}$$

＊ A：一般会計等における借金（町債）の残額及び一般会計等で将来支払っていく可能性のある負担等の見込額（特別会計・一部事務組合等の借金残高に係る負担分、退職手当負担見込分等）

B：Aに充てることが可能な財源の見込額（借金を充てて建設した施設に係る使用料、基金、普通交付税算入見込分等）

C：Aのうち当年度の返済に要する経費として普通交付税に算入された額
（＝実質公債費比率のC）

2 資金不足比率

会計の名称	令和6年度 決算	令和5年度 決算	増減	経営健全 化基準
下水道事業会計	—	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	—	20.0%
病院事業会計	—	—	—	20.0%
地域開発事業特別会計	—	—	—	20.0%

※ 資金不足額がないため、「—」と記載しています。

比率の説明

・資金不足比率

公営企業の資金の不足額と、公営企業の事業規模である料金収入等の規模とを比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} / \text{料金収入等}$$

3 早期健全化基準等について

(1) 早期健全化基準

財政状況が悪化した状況において、このままの財政運営を続ければ相当に厳しい状況になるため自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべきとされる基準。健全化判断比率のいずれかがこの基準以上の比率になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられます。

(2) 財政再生基準

さらに財政が悪化し、自主的な財政の健全化が困難な状況において国等の関与により確実に財政の再生を図るべきとされる基準。健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかがこの基準以上の比率になると、財政再生計画の策定等が義務付けられます。

(3) 経営健全化基準

健全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、基準以上の比率になると経営健全化計画の策定等が義務付けられます。

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	道府県：3.75% (都は別基準) 市町村：財政規模に応じ 11.25～15%	道府県：5% (都は別基準) 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% (都は別基準) 市町村：財政規模に応じ 16.25～20%	道府県：15% (都は別基準) 市町村：30%
実質公債費比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	
	経営健全化基準	
資金不足比率	20%	

4 過去の比率の状況について

区 分	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算
健全化判断比率					
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	15.3%	14.9%	14.8%	14.2%	14.0%
将来負担比率	93.0%	69.9%	56.0%	53.8%	40.8%
資金不足比率					
水道事業会計	—	—	—	—	—
病院事業会計	—	—	—	—	—
農業集落排水事業 特別会計	—	—	—	—	令和6年度より公営 企業会計を適用し、下 水道事業会計へ統合
下水道事業会計	—	—	—	—	— 令和6年度より公営 企業会計を適用
地域開発事業特別 会計	—	—	—	—	—

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び各会計の資金不足額がないため、「—」と記載しています。